

# 令和4年度 「多子世帯における授業料等支援事業」について

東京都立竹早高等学校

所得制限により就学支援金の対象とならない世帯で、収入にかかわらず、保護者等の扶養する23歳未満の子等が3人以上いる世帯に対して経済的支援を行うため、当該世帯の都立学校に通う生徒の授業料等を1/2に減額する制度です。

## 1 対象世帯

保護者等が23歳未満の子等を3人以上扶養している世帯で下記に該当する世帯

○就学支援金（令和3年7月申請）において、所得制限のため就学支援金の審査結果が不認定であるもしくは、「不申請意向確認書」を提出された方。なお、今回の申請は令和4年度分の授業料が対象です。

## 2 申請方法（同封の下記書類に必要事項を記入し、ご申請ください。）

以下3点について記入例を参照のうえ、**経営企画室まで持参もしくは郵送してください。**

- (1) 授業料通信教育受講料減免申請書
- (2) 扶養親族等状況届
- (3) 保険証等（コピー）貼り付け台紙

保護者等が扶養している令和4年4月1日現在23歳未満の子等（生徒及び生徒の兄弟姉妹等）の健康保険証をコピーし、台紙に貼ってください。（国民健康保険の場合は、(2)の扶養親族等状況届の扶養申立書に必要事項を記入してください。）

## 3 提出日 **令和4年4月6日（水）**

〒112-0002

文京区小石川 4-2-1

東京都立竹早高等学校

経営企画室 担当：小川

TEL 03 (3811) 6961